

障害児通所支援費用徴収要綱

(総則)

第1条 児童福祉法施行取扱規則（平成13年横須賀市規則第38号）第24条の規定による市長が別に定める額は、やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）又は里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて（平成11年8月30日児家第50号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省児童家庭局家庭福祉課長、厚生省児童家庭局保育課長連名通知）に規定する額とする。

(徴収期日)

第2条 第1条に規定する徴収は、その月分を翌月末日までに行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。